

農業水利施設の維持管理に関する支援施策について

○農業水利施設の維持管理に関する支援施策	．．．	1
○基幹水利施設管理事業	．．．	2
○水利施設管理強化事業	．．．	3
・連携管理保全型	．．．	5
・渇水・高温対策	．．．	10
・特定外来生物対策	．．．	12
○土地改良施設維持管理適正化事業	．．．	14

令和7年5月
農村振興局

農林水産省

農業水利施設の維持管理に関する支援施策

※ 青字は令和7年度概算決定の内容

	対象施設	施設管理者	対象費目	国費率	近年の拡充/今後の拡充
国営造成施設	〔基幹水利施設管理事業（特別）〕 ・受益3,000ha以上等 【S37～】	県	- 管理費 - 電力料・油脂費 - 整備補修費	40%	【R3】 ・整備補修を施設整備事業（50%）で実施できるよう運用改善 ・流域治水関連施設の国費率を引上げ（1/3） 【R6】 ・委託費（受託者の人件費を含む。）を管理費で支弁できることを明確化
	〔基幹水利施設管理事業（一般）〕 ・受益1,000ha以上等 【H8～】	県・市町村		30%	
	〔水利施設管理強化事業（一般）〕 ・国造・関連施設 【H12～】 ・水機構造・関連施設 【R7～】	土地改良区 市町村	- 管理費 - 電力料・油脂費 - 整備補修費	農外効用分の50% <通常> $\frac{0.6}{1.6} \times 50\% = 18.75\%$ <流域治水関連> $\frac{0.75}{1.75} \times 50\% = 21.43\%$	【R3】 ・「管理体制整備型」から仕組みを転換 ・整備補修費を補助対象に位置付け（50%）
	〔水利施設管理強化事業（連携）〕 ・水土里ビジョンに位置付ける国造・関連施設 【R7～】			25%	
県営造成施設等	〔水利施設管理強化事業（特別）〕 ・流域治水関連施設 【R3～】 ・渇水・高温対策施設 【R7～】 ・特定外来生物対策施設 【R7～】	市町村 土地改良区	- 流域治水対策に要する費用 - 渇水・高温対策に要する費用 - 特定外来生物対策に要する費用	50%	【R6】 ・流域治水対策に要する費用の算出方法を明確化 [ため池] [排水施設] $\text{管理費} \times \frac{\text{集落・市街地面積}}{\text{浸水想定区域面積}} \quad \text{管理費} \times \frac{\text{集落・市街地面積}}{\text{内部流域面積}}$ 【R7】 ・渇水・高温対策に要する費用の算出例 用水施設の管理費に占める高温対策相当分 = 当該年度の管理費 - 過年度の管理費※ ※平成28～30年度の平均
	〔維持管理適正化事業〕 ・全ての土地改良施設 【S52～】	市町村 土地改良区	整備補修費	30%	【R4】 ・防災・減災、省エネ化・再エネ利用、省力化に係る国費率を引上げ（50%） 【R7】 ・水土里ビジョンに位置付ける施設の国費率を引上げ（40%）

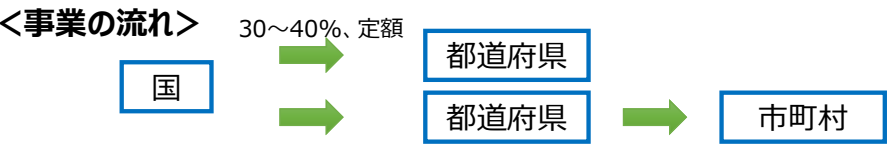
<対策のポイント>
大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

<事業目標>
安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<事業の内容>

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

- 1 一般型（国庫補助率：30%、流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は1/3）
【対象施設】ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路
【実施要件】① 国により都道府県又は市町村へ管理委託されたものであること
② 1施設当たりの受益面積がおおむね1,000ha以上※1、畑を受益とするものにあつては300ha以上※2
（地盤沈下地帯においては、※1 500ha以上、※2 100ha以上）
③ 非農地率がおおむね10%以上
④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設
- 2 特別型（国庫補助率：1/3、平成7年度以前の採択地区は40%）
【対象施設】ダム、頭首工、排水機場、防潮水門
【実施要件】① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
② 1施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha以上
③ 非農地率がおおむね20%以上
④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの
- 3 包括的民間委託推進型（国庫補助率：定額）
上記1又は2の施設における包括的民間委託の取組に対する支援



<事業イメージ>

〔対象施設〕



(ダム)



(頭首工)



(排水機場)



(排水樋門)

〔補助対象内容〕



(地区の用水管理)



(ポンプの運転)



(ゲートの操作)



(水路の塵芥除去)



(ポンプの点検整備)



(ゲートの塗装)

<対策のポイント>

農業水利施設は、食料安全保障の確保の基盤であり、また、国土保全や健全な水循環の維持・形成に寄与していることから、自然的・社会的・経済的情勢の変化を踏まえて、施設管理者への支援を充実し、施設機能の適切な発揮を図ります。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

1 一般型 <国庫補助率：1/2>

【対象施設】管理強化計画に基づき、土地改良区又は市町村が管理する国営・水資源機構造成施設、附帯県営造成施設等

【対象経費】① 多面的機能発揮に対応した費用（維持管理費の0.6/1.6等）
② 施設の整備補修に要する費用

2 連携管理保全型 <国庫補助率：① 1/4、② 1/2>

【対象施設】水土里ビジョンに位置付ける国営・水資源機構造成施設、附帯県営造成施設等

【対象経費】① 施設の維持管理費、② 施設の整備補修に要する費用

3 特別型（1及び2の対象外の施設） <国庫補助率：1/2>

① 流域治水対策

【対象施設】洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設

【対象経費】治水協定ダム及び農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視、農業水利施設による地域排水等の流域治水の取組に要する費用

② 渇水・高温対策

【対象施設】渇水・高温対策に取り組む農業水利施設

【対象経費】渇水対策BCPの策定、ポンプの調達、設置、運転等に要する費用

③ 特定外来生物対策

【対象施設】1及び2の対象施設と同一水系の農業水利施設

【対象経費】施設被害を予防するための資機材の調達、設置、運転等に要する費用

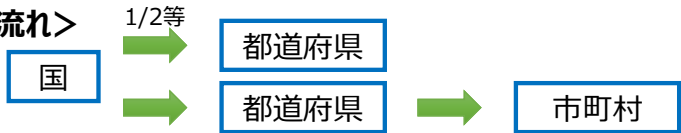
4 管理水準向上型（1、2及び3の施設） <国庫補助率：1/2>

管理水準向上のための技術的支援等に要する費用を支援

5 包括的民間委託推進型（1、2及び3の施設） <国庫補助率：定額>

包括的民間委託の試行に係る調査及びその実施に要する費用を支援

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

農業水利施設を取り巻く情勢の変化による、施設管理の複雑化・高度化

集中豪雨の増加



都市化・混住化



農業構造等の変化



市街地・集落の浸水



水路への廃棄物流入



営農の多様化による水需要の変化



施設管理者への支援

農業水利施設の機能の適切な発揮

農業用ため池の低水位管理



スクリーンの除塵作業



きめ細かな操作管理



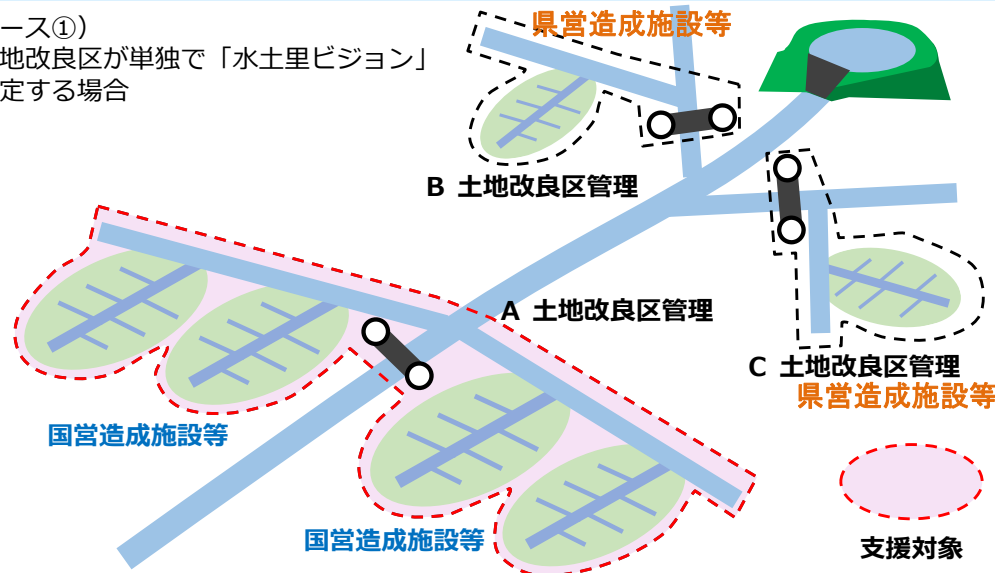
【お問い合わせ先】農村振興局水資源課（03-6744-1363）

水利施設管理強化事業の対象

- 自然的・社会的・経済的情勢の変化に伴い、農業水利施設の公共性・公益性が従来よりも増大していることに対応するとともに、維持管理に係る土地改良区の体制強化を図るため、令和7年度の拡充において、「連携管理保全型」並びに「特別型」の渇水・高温対策及び特定外来生物対策を新設。

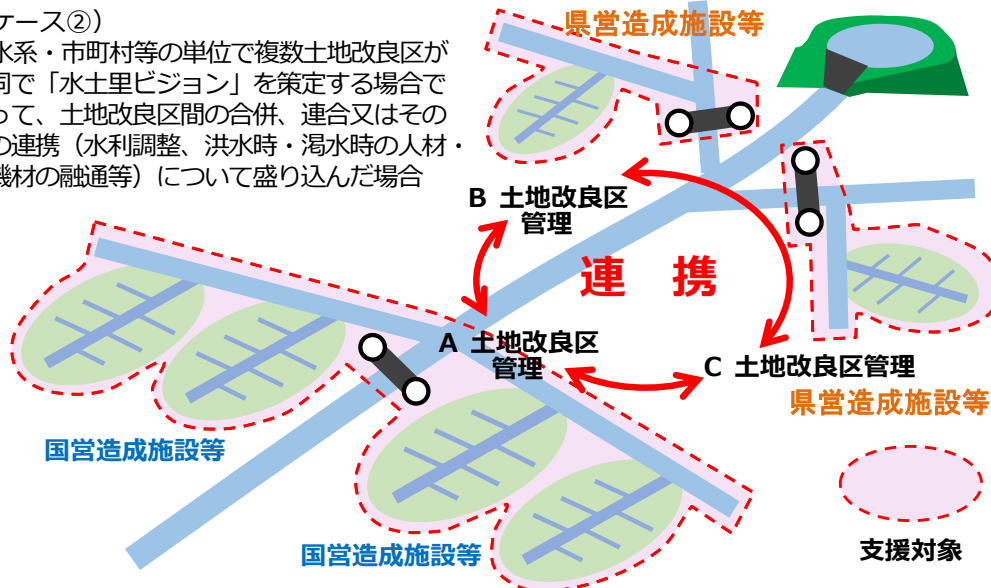
<連携管理保全型（創設）：ケース①>

（ケース①）
土地改良区が単独で「水土里ビジョン」を策定する場合



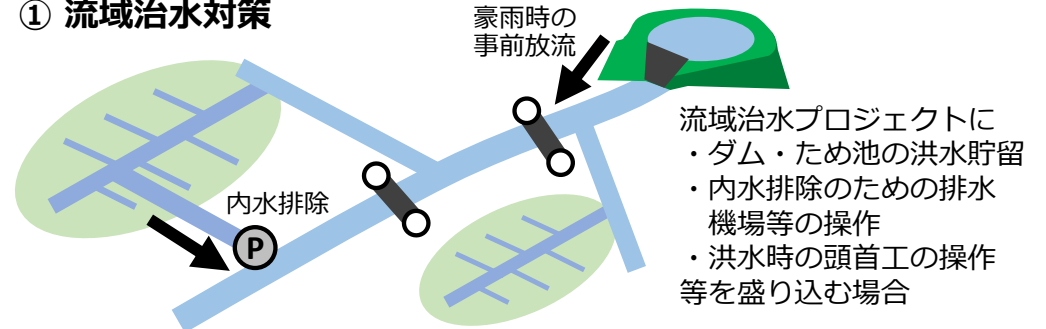
<連携管理保全型（創設）：ケース②>

（ケース②）
水系・市町村等の単位で複数土地改良区が共同で「水土里ビジョン」を策定する場合であって、土地改良区間の合併、連合又はその他の連携（水利調整、洪水時・渇水時の人材・資機材の融通等）について盛り込んだ場合



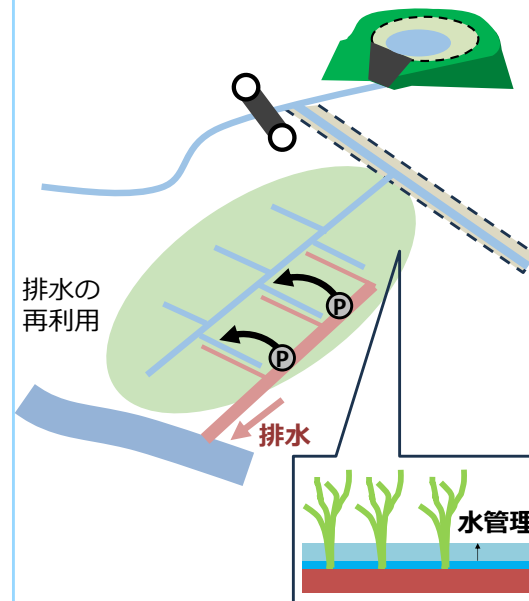
<特別型>

① 流域治水対策



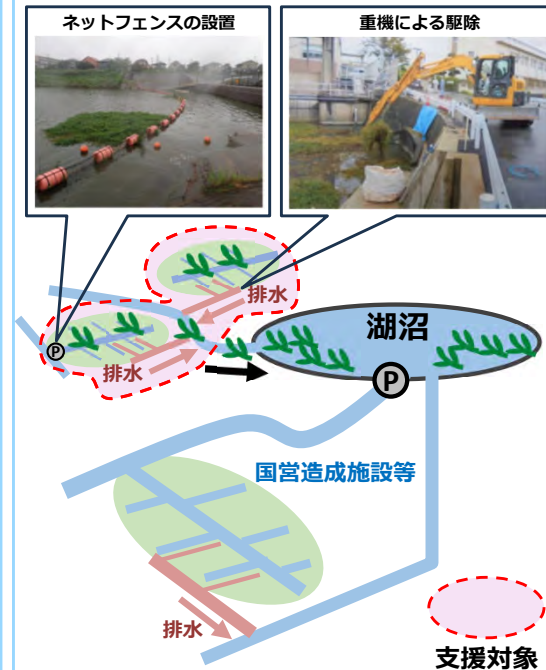
② 渇水・高温対策（創設）

- ・渇水時の応急ポンプの設置・運転
- ・高温障害防止のための水管理



③ 特定外来生物対策（創設）

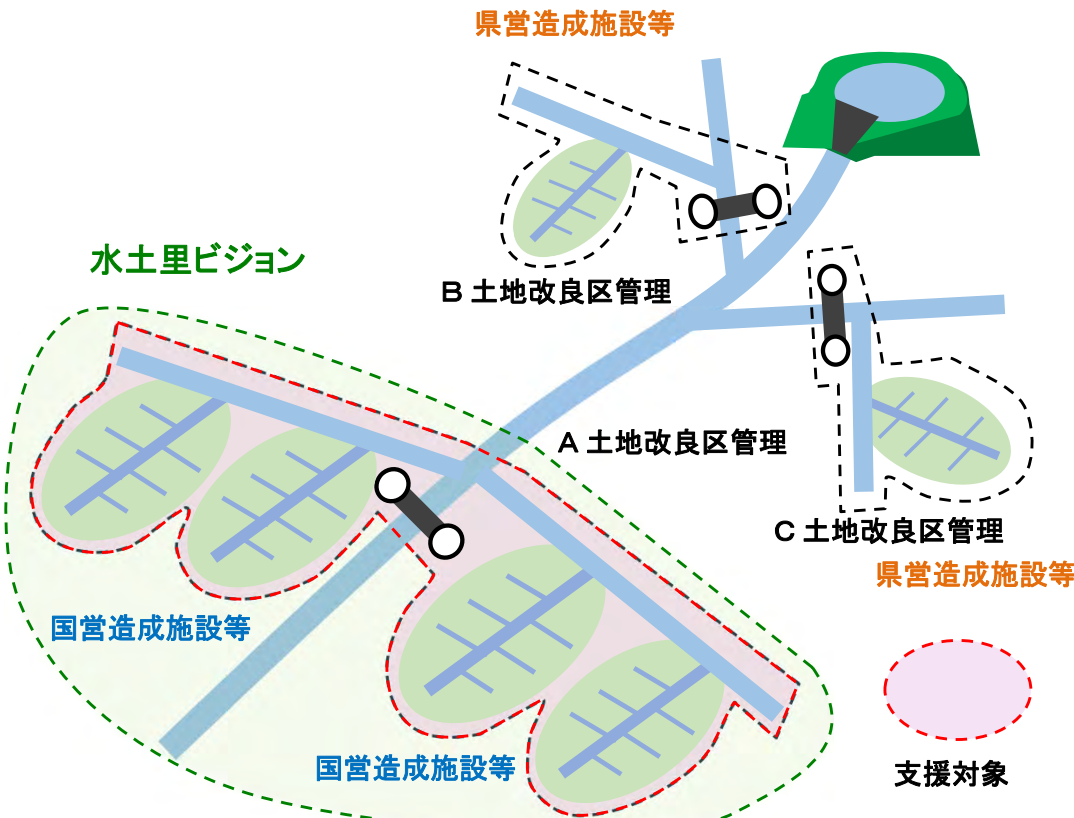
- ・国営造成施設と同一水系の施設における
- ・ネットフェンスの調達・設置
- ・特定外来生物の駆除・運搬



連携管理保全型の補助対象について

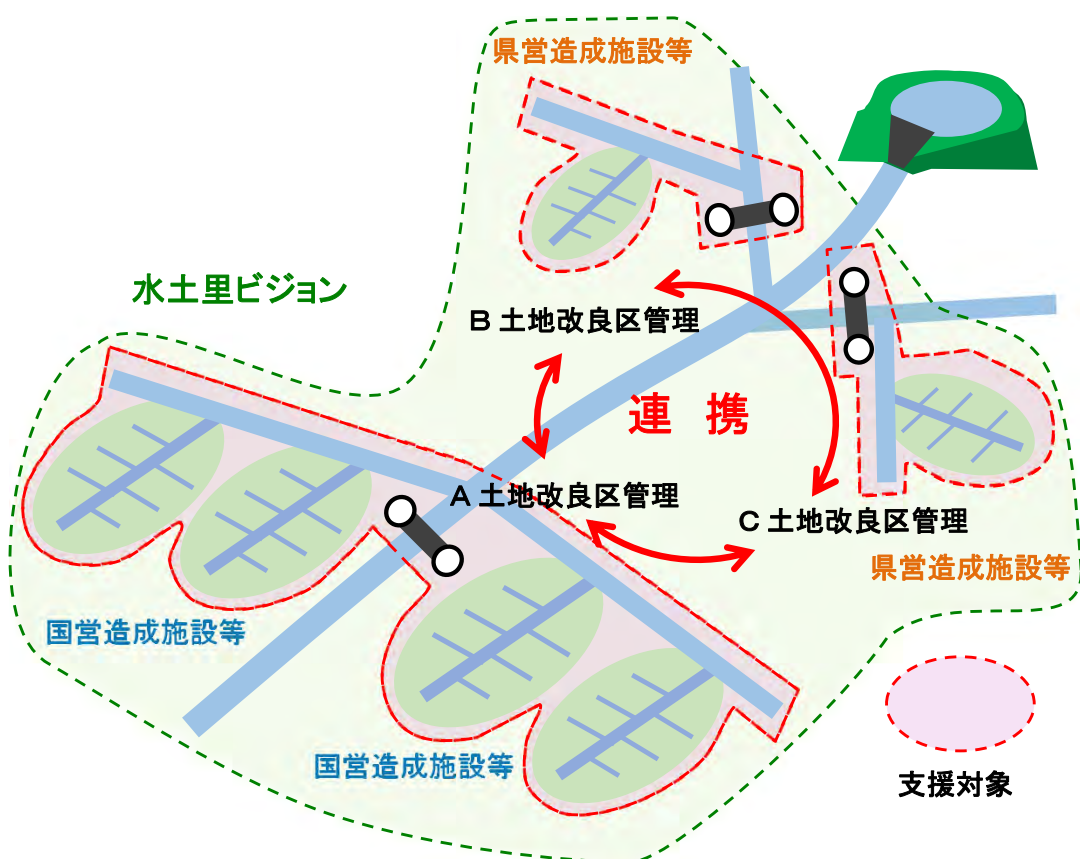
(ケース①)

国営造成施設等を管理する土地改良区が単独で「水土里ビジョン」を策定する場合



(ケース②)

国営造成施設等を管理する土地改良区が県営造成施設を管理する土地改良区と共同で「水土里ビジョン」を策定する場合であって、土地改良区間の合併、連合又はその他の連携（水利調整、洪水時・渇水時の人材・資機材の融通等）について盛り込んだ場合



〔事業実施主体〕：県又は市町村

〔国費率〕：実質19%（一般型） ➡ **25%**（連携管理保全型）

〔実施要件〕

- ・ 連携管理保全計画（水土里ビジョン）の作成（管理施設を位置付け）
 ※ 令和7年度においては、協議会を設置し、同ビジョンの策定が確実と見込まれる場合、要件を満たすものとする。

〔実施手続〕

- ・ 一般型を実施中の地区は、水利施設管理強化計画の変更（施設の追加を含む。）により連携管理保全型へ移行。

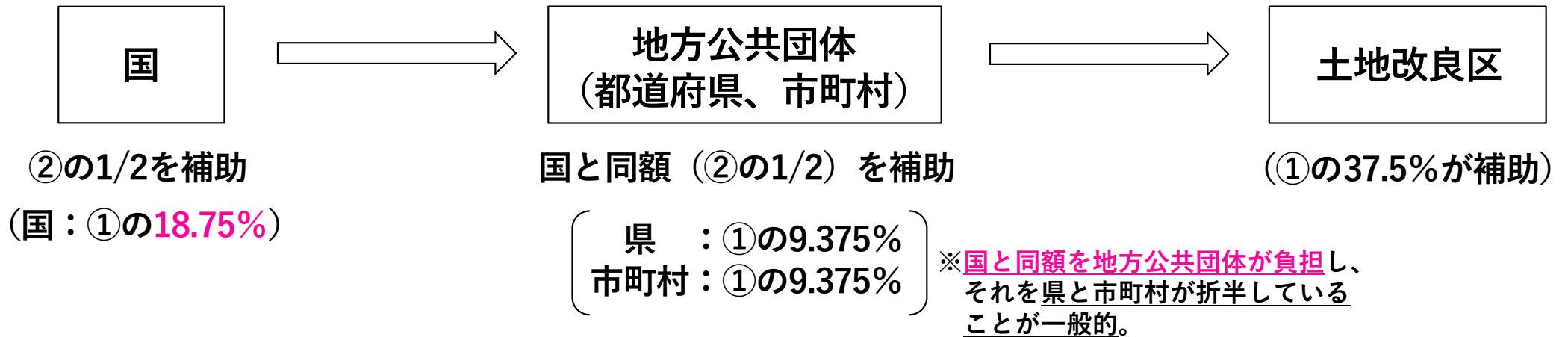
農業水利施設の維持管理に関する支援施策の負担割合

対象施設	受益面積	施設管理者	国	地方公共団体 (例)
〔基幹水利施設管理事業（特別）〕 ・国造施設	3,000ha 以上	都道府県	40%	30～60%
〔基幹水利施設管理事業（一般）〕 ・国造施設	1,000ha 以上	市町村 又は 都道府県	30%	30～70%
〔水利施設管理強化事業（連携管理保全型）〕 ・国造・関連施設 ・水機構造・関連施設 ※水土里ビジョンの策定あり	面積要件 なし	土地改良区 又は 市町村	25%	25% 〔国と同額を 負担した場合〕
〔水利施設管理強化事業（一般型）〕 ・国造・関連施設 ・水機構造・関連施設 ※水土里ビジョンの策定なし	面積要件 なし	土地改良区 又は 市町村	18.75% (実質)	18.75% (実質)

水利施設管理強化事業の事業費の負担割合

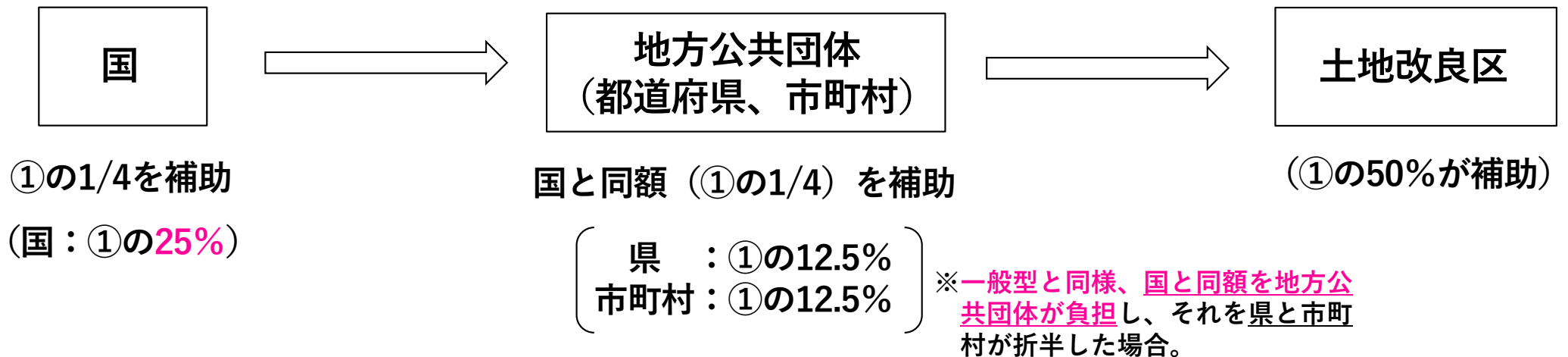
<一般型>

$$\text{補助対象施設の維持管理費 ①} \times \frac{0.6}{1.6} = \text{維持管理費の37.5\% ②}$$



<連携管理保全型>

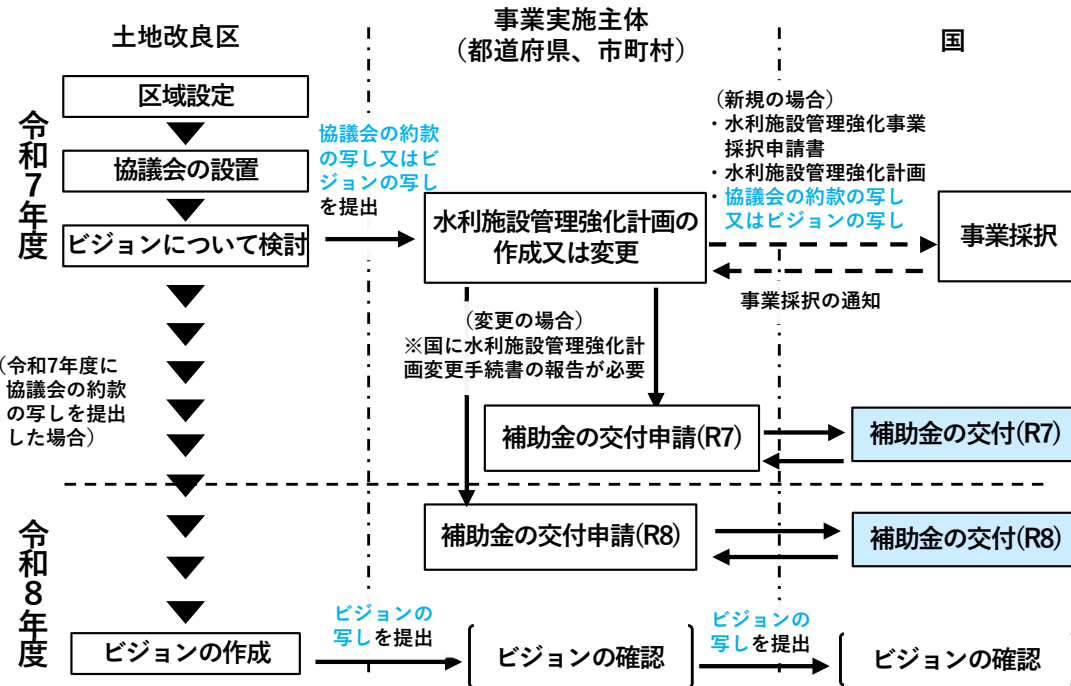
補助対象施設の維持管理費 ①



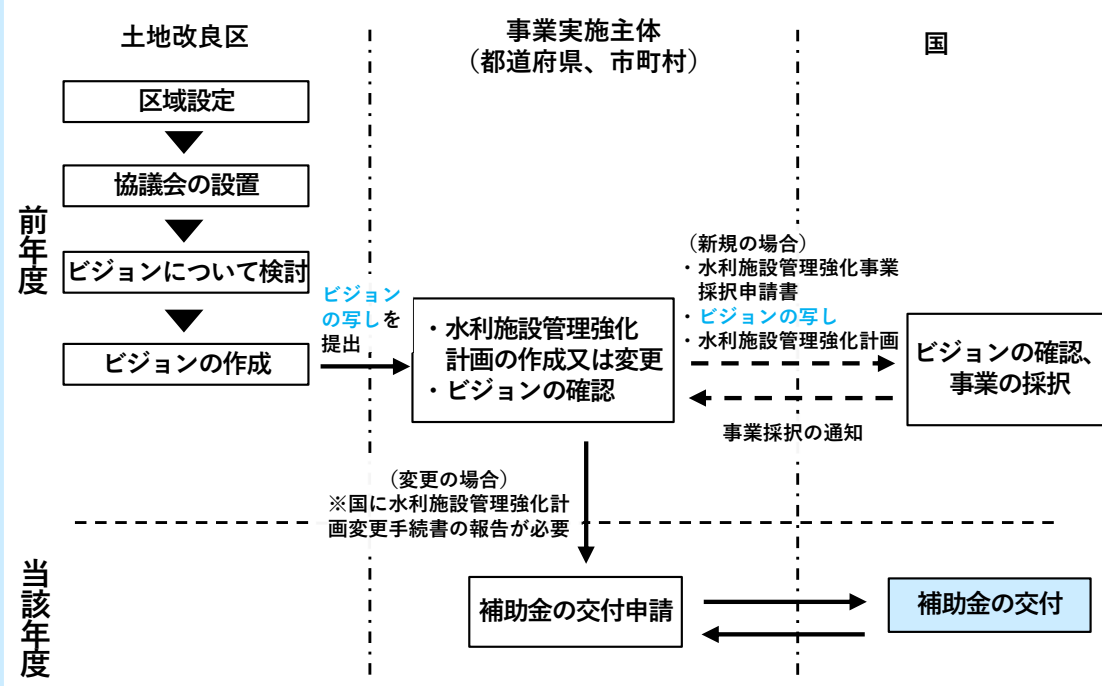
連携管理保全型の手続の流れ

- 令和7年度は、水土里ビジョンの策定に向けた協議会の設置をもって、連携管理保全型の適用が可能。
- 令和8年度以降は、連携管理保全型を適用する際、あらかじめ水土里ビジョンを策定する必要。

令和7年度又は令和8年度に交付

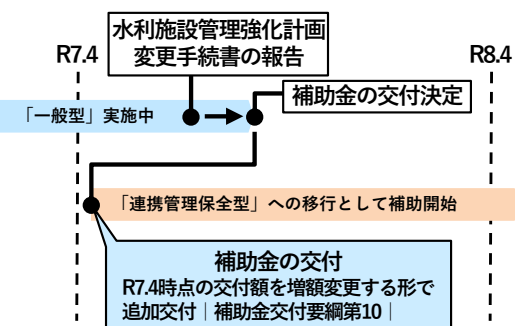


令和9年度以降に交付

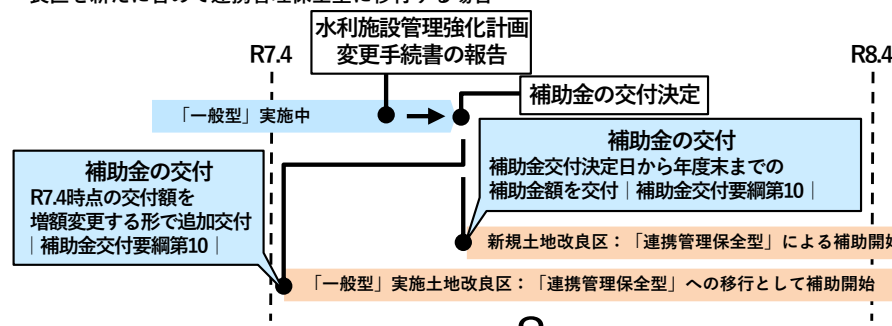


<補助金の交付パターン>

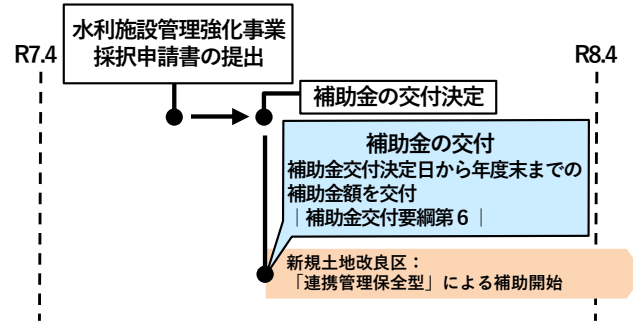
(パターン①)
既に一般型で国庫補助を受けている地区が連携管理保全型に移行する場合



(パターン②)
既に一般型で国庫補助を受けている地区において、周辺の県営造施設を管理する土地改良区を新たに含めて連携管理保全型に移行する場合



(パターン③)
新規地区として事業採択を申請し、連携管理保全型を適用する場合



第2 事業の内容

2 連携管理保全型

連携管理保全型は、連携管理保全計画（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11に規定する連携管理保全計画）及び管理強化計画に基づき、国営造成施設等を管理する土地改良区等に対する支援を行う。

附 則

- 2 令和7年度において、連携管理保全型は、土地改良法第57条の14に規定する協議会を設置しており、連携管理保全計画を策定することが確実と見込まれる土地改良区等を支援の対象に含めることとする。
- 3 令和7年度において、第7の1、2又は3に基づき事業の採択を申請する場合の事業採択申請書の提出期限は、令和7年12月末日までとする。

別表2

連携管理保全型の事業費		
	ア 施設の管理に要する費用	
		連携管理保全計画及び管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設の管理に要する費用。
	イ その他	
		連携管理保全計画及び管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用

注 別表5の費用を除くものとする。

水利施設管理強化事業 実施要領(抜粋)

第1 事業の内容等

- 1 要綱第2の1の「一体不可分な国営又は水資源機構営附帯都道府県営造成施設」は、国営土地改良事業又は水資源機構かんがい排水事業の事業計画上の関連事業又は用水計画若しくは排水計画に位置付けられている都道府県営造成施設とし、要綱第2の2においては、これらに加えて、連携管理保全計画（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11に規定する連携管理保全計画）に位置付けられている都道府県営造成施設も対象とする。

水利施設管理強化事業「特別型」の渇水・高温対策

- 気候変動等により農業水利施設の維持管理費が増高し、施設管理者の負担が増加している。このため、令和7年度に水利施設管理強化事業を拡充し、「特別型」において渇水・高温対策を補助対象に追加した。

＜実施内容＞

- ・渇水時の応急ポンプの設置・運転
- ・高温障害防止のための水管理 等

〔事業実施主体〕：県又は市町村

〔国費率〕：50%

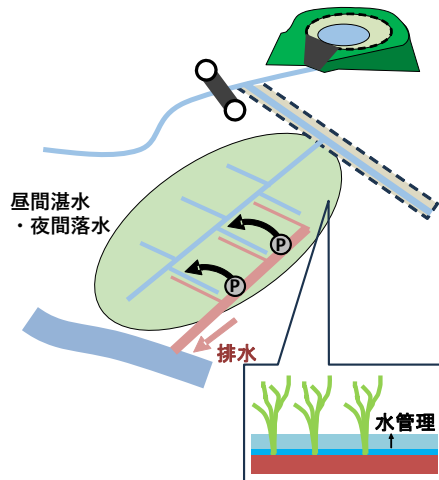
〔実施要件〕

渇水・高温対策計画の策定

（記載内容）

- ・対象施設
- ・実施内容
- ・省エネルギー化・コスト削減対策への取組※ 等

※省エネルギー化・コスト削減の取組メニューの中から**省エネルギー化の取組を1つ以上含む、2つ以上を実施**



区分	省エネ化	コスト削減
ソフト対策	・ポンプの吸込／吐出水位の見直し ・大口径ポンプの優先使用 ・無効送水の節減 ・節水による送水量の削減 等	・電力契約の適正化 ・ポンプの同時運転台数の削減 等
ハード対策	・電動機制御方式の見直し（インバータ制御の導入） ・高効率モーターへの更新 等	・コンデンサ設置による力率の改善 等

＜用水対策（例）＞

〔渇水対策の支援内容〕

- ・渇水時のBCP等の計画策定に要する費用
- ・応急ポンプ等の調達費用、設置費用、運転費用



番水による用水の反復利用の状況



応急ポンプの設置・運転

〔高温対策の支援内容〕

- ・深水管理、昼間湛水・夜間落水、かけ流し等に要する費用



深水管理

〔対象経費〕

- ・ポンプ等の調達、設置、運転経費
- ・水管理に係る人件費 等

〔積算例①〕

渇水対策又は高温対策の人件費
 $\text{＝ 1日1人当たりの経費} \times \text{日数}$

〔積算例②〕

用水施設の管理費に占める高温対策相当分
 $\text{＝ 当該年度の管理費} - \text{過年度の管理費}^{\ast}$

※平成28～30年度の平均

＜手続の流れ＞

土地改良区等

← 補助

事業実施主体
（都道府県、市町村）

10

渇水・高温対策計画、
申請書等の作成

← 補助

地方農政局等

水利施設管理強化事業 実施要綱(抜粋)

第2 事業の内容

3 特別型

(2) 渇水・高温対策

渇水・高温対策は、農業水利施設（1及び2の対象となるものを除く。）において、渇水・高温対策計画を策定して実施する取組に対する支援を行う。

別表3

特別型の事業費		
(2) 渇水・高温対策		
	ア 基礎的取組	
		渇水・高温対策のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用。
	イ 追加的取組	
		渇水・高温対策のための用水対策（渇水対策のためのBCPの策定、井戸の設置、応急ポンプの設置・運転等、高温対策のための深水、昼間湛水・夜間落水、飽水等の水管理等）に要する費用。

注 別表5の費用を除くものとする。

水利施設管理強化事業「特別型」の特定外来生物対策

○ 特定外来生物による基幹水利施設の操作への支障や地区へのまん延を防止するため、令和7年度に水利施設管理強化事業を拡充し、「特別型」において特定外来生物対策を補助対象に追加した。

<実施内容>

国営造成施設と同一水系の施設における

- ・ネットフェンスの調達・設置
- ・特定外来生物の駆除・運搬 等

〔事業実施主体〕：県又は市町村

〔国費率〕：50%

〔対象特定外来生物〕

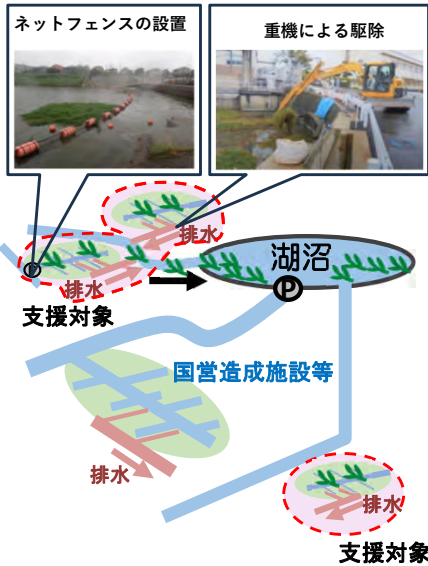
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づいて規制されている外来生物

〔実施要件〕

特定外来生物対策計画の策定

(記載内容)

- ・対象施設
- ・実施内容 等



<特定外来生物対策(例)>



水面を覆う
ナガエツルノゲイトウの群落



ナガエツルノゲイトウによる
取水の阻害

特別型による支援

〔支援内容〕

- ・体制整備、普及・啓発の費用
- ・被害予防のための資機材の調達費用、設置費用、運転費用



排水機場への被害予防のための
防護ネットの設置



取水口の機能阻害予防のための
ダストフェンスの設置

<地方財政措置(令和7年度～)>

- ・特定外来生物対策に係る事業費の1/2を国庫補助。
- ・地方公共団体負担分の1/2が特別交付税の対象。

国庫補助
1 / 2

地公体負担
(特別交付税)
1 / 4

地公体負担
(一般財源)
1 / 4

※国庫補助残を地方公共団体が全額負担するケース

<手続の流れ>

土地改良区等

補助

事業実施主体
(都道府県、市町村)

特定外来生物対策計画、
申請書等の作成

補助

地方農政局等

水利施設管理強化事業 実施要綱(抜粋)

第2 事業の内容

3 特別型

(3) 特定外来生物対策

特定外来生物対策は、国営造成施設等及び国営造成施設等と同一の水系に位置する農業水利施設において、施設機能の適正な発揮のために、特定外来生物対策計画を策定して実施する取組に対する支援を行う。

別表3

特別型の事業費		
(3) 特定外来生物対策		
	ア 基礎的取組	
		特定外来生物対策のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用。
	イ 追加的取組	
		特定外来生物対策（資機材の調達、設置、運転、特定外来生物の駆除・運搬等）に要する費用（特定外来生物の最終処分に要する費用は除く）。

注 別表5の費用を除くものとする。

土地改良施設維持管理適正化事業 <公共>

【令和7年度予算額 4,673 (4,450) 百万円】

<対策のポイント>

農業水利施設の簡易な整備補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を推進します。

<事業目標>

- 安定的な用水供給と良好な排水条件を確保、地域と連携した営農環境の維持・地域計画の着実な実現
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 整備補修事業

- ① 施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修(原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修)
- ② 地域の農業生産基盤の保全等に関する計画（通称「水土里ビジョン」）に位置付ける施設の整備補修

2. 施設改善対策事業

水田地域に高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修

3. 安全管理施設整備対策事業

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設の整備

4. 緊急整備補修

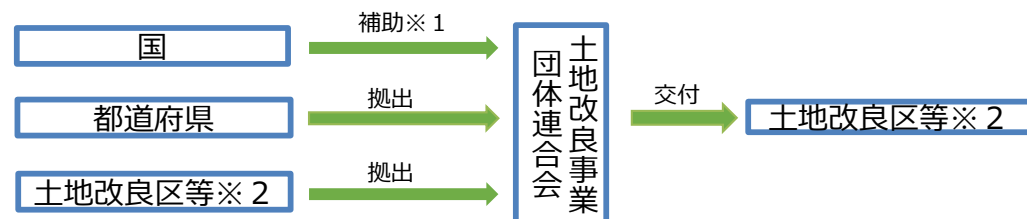
予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修

5. 防災減災機能等強化事業

防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備（ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等）

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



※1 1の①及び2～4は30%、1の②は40%、5は50%。

1の②及び5については、財政融資資金を活用して実施。

※2 土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。

<事業イメージ>

整備補修事業



施工前



施工後

原動機の分解補修、塗装

整備補修事業（水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修）



施工前



水門の整備

施工後

防災減災機能等強化事業

防災・減災機能の強化



ため池護岸の整備

施設管理の省エネ化



高効率型モータへの更新

施設管理の省力化



監視装置の設置